

長泉町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方を対象に、栄養改善と見守りを目的とした配食サービスを行っています。

内 容

希望する曜日（週1日から5日までの間で指定。ただし、土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）に、昼食の配達を行います。

- 裏面の事業者から1事業者をご指定下さい。
- 別紙「配食業者一覧」より、希望する配食の種類を選んでください。
- 配達の時間は午前10時から12時までの間です。ただし、利用者と事業者で合意があれば13時まで配達可能です。※時間指定はできません。
- 配達は、手渡しとします。配達員が持参した所定の用紙に押印またはサインをお願いします。（指定の場所に置いておくことはしません）
- 不在の場合、事業者が緊急連絡先や担当ケアマネジャーに連絡します。連絡がつかない場合、地域包括支援センターや長寿介護課が対応します。
- 土・日・祝日、年末年始に配食を受ける場合は自費負担での利用となります。（事業者に相談してください）

自己負担

1食の費用から町負担額（380円）を差し引いた額

申 請

利用申請にあたっては、お住まいの地区担当の地域包括支援センターが面談・申請代行を行いますのでご相談ください。

※介護サービスをご利用の方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

地域	北部圏域	南部圏域
名称	長泉北地域包括支援センター	長泉南地域包括支援センター
電話番号	☎941-5335	☎999-2121

注意事項★必ずお読みください

- 申請後、町からの決定通知を以て利用開始となります。決定前に利用される場合は、自費扱いとなります。
- 配達当日の容器回収は行いません。次回の配達時に回収します。（残飯は利用者側で処分し、容器は水洗いをしてください）回収を希望しない場合は、ご自身で廃棄してください。
- 配達時不在の場合、食事は持ち帰り、再配達はしません。事業者へのキャンセルの連絡は必ず前日の事業者が指定する時間までにお願いします。なお、不在のため事業者が食事を持ち帰った場合やキャンセルが当日となった場合でも、自己負担金は発生しますので、ご了承ください。
- 緊急連絡先は、昼間に連絡のつきやすい電話番号（携帯電話、勤務先等）としてください。
- 連絡なく不在が続いた場合、町の配食サービスが不要と見なし、利用を中止させていただくことがあります。